令和5年2・3月発行

# 水道局からのお知らせ

Ube City Waterworks Bureau News

宇部市水道局
〒755-0022 宇部市神原町一丁目8番3号
電話:0836-21-2171(代表)
ファックス:0836-21-2172(代表)
局ウェブサイト:https://ubesuido.jp

## 給排水課 排水設備指導係は 港町庁舎に事務所を移転します。

令和5年4月1日から
給排水課 排水設備指導係の業務を市長部局に移管するため
事務所は、港町庁舎に移転します。

移管する業務 ≫

排水設備指導係の各種申請に関すること。
公共下水道配管図の確認などの業務に関すること。

下水道使用料のお支払いは、従来どおりです。

### 事業者の方へ

提出する書類の様式が新しくなります。
令和5年4月1日以降に提出される
申請書などは、すべて新様式で
提出されますようお願いします。

### 公共下水道の廃止申請について

建築物などを解体される際の公共下水道の
廃止申請が、来局することなく
電子申請でご利用できます。
詳細は、うべ電子申請サービスを
ご確認ください。

うべ電子申請サービス

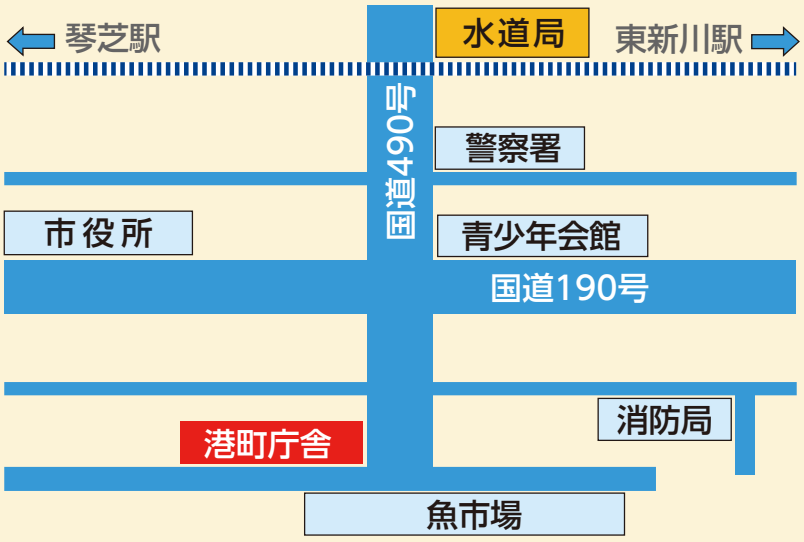

港町庁舎 建物外観
住所：港町一丁目11番30号

# お引っ越しの際は早めのご連絡を!

“新たに水道の使用を開始するとき”や“水道の使用を中止するとき”は、電話かファックス、または水道局窓口でお申し込みください。うべ電子申請サービスもご利用できます。
３月から４月は、手続きをされる方が多くなるため、電話がつながりにくくなることがあります。早めのご連絡をお願いします。

## 新たに水道の使用を開始するとき

**お伺いする内容** ▶▶▶ **住所・氏名・連絡先・使用を開始する日**など

※宇部市水道条例が契約の内容となります。宇部市水道条例は、水道局窓口や水道局ウェブサイトで閲覧できます。
https://ubesuido.jp/pages/100/

宇部市水道条例

**お支払い方法** ▶▶▶ **納付制・口座制**

**納付制**

納入通知書でお支払いいただく方法です。
水道局、コンビニ、収納取扱金融機関、モバイル決済サービスでお支払いいただけます。
※クレジットカード決済は、取り扱っておりません。

**口座制**

別途口座振替の申し込みが必要になります。
申し込み依頼書は、市内の金融機関窓口、または水道局にあります。
郵送もいたしますので、お申し出ください。

## 水道の使用を中止するとき

**お伺いする内容** ▶▶▶ **使用を中止する日・転居先・精算方法**など

※「ご使用水量・料金等のお知らせ」に記載のある「水栓番号」をお伝えいただくと手続きがスムーズに行えます。
※使用中止の連絡がない場合、お使いになられていない期間も基本料金が発生しますので、ご注意ください。

## ご連絡方法

**電　話**

開始･中止について：0836-21-2304（営業課窓口係）
料金について　　：0836-21-2306（営業課料金係）

**ファックス**

0836-21-2172（代表）

**うべ電子申請サービス**

https://s-kantan.jp/ube-u/
右の二次元コードから確認できます。

うべ電子申請サービス

宇　部　市　水　道　局